

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４２５））
2. 日 時：平成２９年１０月１３日 １０時００分～１２時２５分

3. 場 所：原子力規制庁 ８階Ａ会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、義崎管理官補佐、角谷安全審査官

（火災対策室）

三浦室長

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理（他１６名）

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 調査計画グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力運営グループ

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 西側淡水貯水設備からの可搬型代替注水中型ポンプ２台による注水について、ポンプ２台の配置、接続口、水中ポンプ投入口及びホース付設ルートを整理して提示すること。
 - 水源の変更に伴う前後比較について、人数及び緊急時対策所への参集時間を含めて整理するとともに、時間の内訳を提示すること。
 - 注水設備の信頼性向上について、水中ポンプ等の常設化も含めて検討すること。また、西側淡水貯水設備の水抜き操作等、保守点検について考え方を整理して提示すること。
 - 可搬型低圧電源車接続盤使用時には、接続口内の水密扉を開放するとの説明であるが、隣に注水配管が近接しているリスクを踏まえて、考え方を整理して提示すること。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて 審査会合における指摘事項の回答
- ・ 東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二 審査会合指摘事項に対する回答整理表（技術的能力1.0.2（アクセスルート））